

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月18日

香川県知事 池田 豊人

### 1 試験を実施する免許職種及び試験科目

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種に関し、学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目）を実施する。

### 2 受験資格

試験を受けることができる者は、法第30条第3項に定める者であつて、3に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

#### (1) 拘禁刑※以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

#### (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

### 3 試験の免除

(1) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲

職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、6の(4)の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請を行うことができる。手続の詳細は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号087-832-3367）に照会すること。

#### 4 試験の実施日時

令和8年9月6日（日曜日）午後1時から午後2時まで

#### 5 試験の実施場所

高松市番町四丁目1番10号 香川県庁 本館12階第2会議室

#### 6 受験手続

受験申請書類等を持参若しくは郵送又は電子申請により提出すること。なお、持参若しくは郵送の方法による場合は次の(1)～(5)により行い、電子申請の場合には香川県商工労働部労働政策課ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>) に掲載する方法により行うこと。

##### (1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書及び写真（申請前6月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）及び受験資格を証する書類のほか、知事が求める書類

##### (2) 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類を併せて提出すること。

##### (3) 申請書類の提出先

郵便番号 760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部労働政策課職業能力開発グループ

#### (4) 申請書類の提出期間

令和8年7月27日（月曜日）から令和8年8月7日（金曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

なお、持参により提出する場合の受付時間は8:30～12:00及び13:00～17:15である。郵便等による送付の場合は、提出期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### (5) 受験手数料及び納付方法

3,100円に相当する額の香川県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書の所定の欄に貼り付けて納めること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵送により受験申請書類等を提出する場合は、香川県収入証紙に代えて額面3,100円の郵便為替（定額小為替証書または普通為替証書で一切の加筆がないもの）を同封することにより納付することができるものとする。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しない。

### 7 合否判定

指導方法の学科試験について、満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

### 8 合格者の発表

令和8年9月18日（金曜日）に合格者の受験番号を香川県庁東館掲示板に掲示するほか、香川県商工労働部労働政策課ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>）上において発表する。

### 9 その他

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書等は、県ホームページに掲載するほか、香川県商工労働部労働政策課で交付する。
- (2) 受験票は、後日受験に関する注意事項（集合時間、携帯品等）と併せて受験申請者に送付する。
- (3) この試験について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号087-832-3367）に照会すること。

「以上」